

令和
五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)
元 年

令和元年六月二十四日(月曜日)

議事日程(第四号)

令和元年六月二十四日 午前十時開議

- 第一 議第二十二号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
議第二十六号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第一号) 議定について
議第二十八号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第二号) 議定について
- 第二 議第二十五号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議第二十七号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号) 議定について
- 第三 同第一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第三号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第八号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第四 同第一号 五條市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件
議第二十五号及び議第二十七号まで

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	牧	平	養	伊
谷	富	田	口	塚	本		田	野	岡	田	谷
龍	美	雅	耕			佳		雅	清	全	賢
	恵										
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長
副市長

樫 太

内 田

成 好

吉 紀

事務局職員出席者

事務局長	土地開発公社事務局長	堀内
	吉田	起
	理事(総務部長)	史
	技監	藤原
	政策企画監	敬哉
	市長公室長	剛太
	危機管理監	明
	すこやか市民部長	友
	あんしん福祉部長	二
	産業環境部長	一
	都市整備部長	昭
	教育部長	人
	西吉野支所長	永
	大塔支所長	明
	水道局長	紀
	会計管理者	司
	秘書課長	比
	企画政策課長	順
	財政課長	美
	西	美
	西	作
	松	美
井	本	登
筒	本	森
昭	成	純
則	久	晶
	久	俊
	順	和
	比	茂
	森	耕
	東	賢
	谷	祥
	水	剛
	松	敬
	石	克
	井	曉
	上	伸
	田	起

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る十日の議案審議における報第五号の質疑において、谷口大塔支所長から答弁がありました。理事者がこの答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）おはようございます。

去る六月十日の議案審議におきまして、報第五号、平成三十年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業報告の中で、山口議員の各施設の赤字要因についての御質問に対しまして、五條市漁業協同組合に運営を委託したことが赤字の要因であるとの発言は正確ではなく、大変不適切な発言でありましたので、削除させていただきます。以下の内容に修正させていただきますと存じます。

「次に、赤字の要因でございます。主にロジックのくにございますが、先ほどの説明にもございましたように、六月の大雨を始め、七月から九月に掛けて四つの台風が襲来いたしました。その影響によりまして、キャンセルが相次いだことが赤字の大きな要因と考えます。また平成二十九年度に比べ団体客の利用が減ったことも要因の一つと考えております。

次に看板でございます。議員お述べのとおり看板は以前から設置を考えておりますが、その辺をよく分かるように今後検討してまいりたいと思っております。」と修正させていただきましたと存じます。

最後に、五條市協同組合に対し不適切な発言をいたしましたことを深くおわび申し上げます。

事務局次長	馬場雅樹
事務局係長	車谷憲隆
事務局主任	芳田佳名子
速記者	柳ヶ瀬五美

以上、答弁とさせていただきます。（議場に声あり）

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）失礼します。

最後に、漁業組合が抜けておりました。御訂正させていただきます、再度申したいと思えます。

「最後に、五條市漁業協同組合に対し不適切な発言をいたしましたことを深くおわび申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。」

○議長（平岡清司）以上で発言の訂正を終わります。

次に、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、去る、五月二十三日、午後二時三十分から御所市やまとクリーンパーク三階会議室において開催されました、令和元年やまと広域環境衛生事務組合第一回臨時会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、会議録署名議員の指名の後、本臨時会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分の報告について、やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、平成三十年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告について、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）についての四議案を議題とし、管理者より提案理由の説明を求めました。

まず初めに、やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分の報告につきましては、組合が発注する高度な技術または専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた事業者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、審査委員会を設置する条例を制定したものであり、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分したものであるとの説明を受け、議員から「提案されている条例の第三条には管理者が委嘱する委員は学識経験者、高度な技術又は専門的な知識を有する者となっていることから、委嘱に当たっては正確な情報とそれに基づく正確な人選が求められる

ことを特に求めておきたい。」との意見があり、採決の結果、原案どおり承認されました。

次に、やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、報酬及び費用弁償に関する条例、別表第二条関係にその他の条例に基づく委員に月額一万円を加えたもので、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分したものであるとの説明を受け、採決の結果、原案のとおり承認されました。

次に、平成三十年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告につきましては、第四款諸収入、第一項雑入で売電収入が増額となり、四百三万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ七億八千六百七十八万四千円とするものである。繰越明許費、第一款総務費、第一項総務管理費八百三十一千円は、御所市において健康増進施設事業負担金を翌年度に繰越しされたことから、当組合も同額を繰越しするものであり、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分したものであるとの説明を受け、採決の結果、原案のとおり承認されました。

次に、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）につきましては、債務負担行為の補正であり、当施設の長期包括管理運営委託業務で令和二年度から令和十一年度までの十年間で六十八億五千五百二十万円を補正するものであるとの説明を受け、議員から「一年間に直すと約六億八千万円の契約となるが、現在、業者に管理業務を委託して三年間で十三億二千四百七十七万円の契約をしており、これを一年間に直すと約四億四千万円になる。この議案では一年間で六億八千万円と一年間で二億円以上も増えることになり、管理業務の内容も、先ほどの質問では、人件費は合計で三十三名、その他の管理業務の内容も今と全く変わらないとのことだが、二億円も増えることになり。その理由として、十年間に起こり得る修理代などを、いろいろ想定して六十八億円必要との説明があったが、維持管理業務をできるだけ安い業者を選定し、現状の年間四億四千万円に近づけるような契約となるよう努力すべきである。」との意見があり、「今回は債務負担行為で金額の枠を取らせていただいたが、契約に当たっては、一つは安心・安全というものに重点を置き、もう一つは費用対効果というものにつきかりと重点を置きながら、今いただいた御意見を参考に契約の詳細を考えていきたい。」との答弁がありました。また委員から「この組合に参画している五條市、田原本町、御所市の全てが運営の負担金を極力増やさないような工夫をしていただきたいとこの総意に近いようなものがあると思うが、今回の大きな負担増を市民に説明できる資料をプロポーザルの後に公開していただけるといいことだが、事前に説明資料等をいただき、進めてもらいたい。」との意見や、「今後、特別な事情などと、その都度負担金が増えるようなことがないようお願いしたい。」などという意見が多数あり、「本市としても住民負担を強いることは断腸の思いである一方、安全で安心な運営は非常に重要であると

考えている。議員の皆様からいただいた御意見は真摯に受け止め、安全・安心に、費用対効果も住民の皆様にご理解いただけるような形で今後進めてまいりたい。」との答弁があり、慎重審議を経て採決の結果、原案どおり可決されました。

以上、概要を申し上げます、令和元年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回臨時会の報告といたします。
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第二十二号、議第二十六号及び議第二十八号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）おはようございます。

ただいま議題となりました、議第二十二号、議第二十六号及び議第二十八号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二十二号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、市民の食育や食生活及び特産物の開発・宣伝等に対する市の施策の推進について、広く指導・助言を求める専門委員を設置するため、当該委員の報酬等を追加するための条例改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、当該委員の役割をただしたのに対し、「食に関する市の施策の推進全般に関して助言を求めるものである。」との答弁がありました。

委員から、当該委員が必要になった要因をただしたのに対し、「食品ロスに関する助言や高齢者の食事の栄養バランス等への助言を求めるためである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十六号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、歳入歳出予算としては、予算総額に歳入歳出それぞれ三億八千四百三十四万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百十六億八千五百二十四万四千円とするもので、歳出予算の主な内容は、集落ネットワーク圏形成支援事業補助金一千四百三十八万円、介護保険特別会計繰入金追加二千九百七十七万四千円、保育料無償化システム改修業務委託料追加八百六十万円、（仮称）二見地区多目的広場整備工事費七千六百万円、プレミアム付商品券事業費二億四千五百三十万円で、歳入予算の主な内容は、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債を追加し、歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、サイクリングイベント事業委託料の内容をただしたのに対し、「五條市サイクルマップの作成とサイクリングフォトロゲイニングの二つの事業を組み合わせて実施する。」との答弁があり、委員から、委託先をただしたのに対し、「プロポーザルで広く公募する。」との答弁があり、委員から、市として自転車に関してどのような取組をしてきたかをただしたのに対し、「観光交流センターは、県が取り組んでいる、ならクルの自転車の休憩所として参画をしている。」との答弁がありました。

また、委員から、京奈和自転車道との関連性をただしたのに対し、「京奈和自転車道を主の道路にして、今回作るマップが、枝線となることで、市内に誘導できるようにしたい。」との答弁があり、委員から、店に自転車を置く場所、サイクルラックに対する補助金をただしたのに対し、「現在はない。今後の検討課題である。」との答弁があり、委員から、五條市の活性化にとって良いことであるなら、継続していただきたいとの意見がありました。

委員から、コミュニティ助成事業補助金の内容をただしたのに対し、「地域政策課の補助金とは別の一般財団法人自治総合センターが所管の補助金である。」との答弁があり、委員から、申請時期をただしたのに対し、「八月以降に県を通じて市に連絡が来た後、自治連合会の理事会、市のホームページでお知らせする。」との答弁がありました。

委員から、集落ネットワーク圏形成支援事業補助金の内容について大塔町の方の意見、要望を聞く体制をただしたのに対し、「大塔福祉ふれあいの会から意見をいただいている。」との答弁があり、委員から、どこに補助するかをただしたのに対し、「総務省の事業で、地域で活動している地域づくり団体に補助するという決まりになっており、大塔福祉ふれあいの会に補助する。」との答弁がありました。

委員から、プレミアム付商品券負担金の財源のうち、その他一億八千八百万円をただしたのに対し、「商品券の売上代金として、四千円×対象者九千四百人×五冊で計上したものである。」との答弁があり、委員から、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の対象人数をただしたのに対し、「二十人程度と見込んでいます。」との答弁がありました。

委員から、(仮称)二見地区多目的広場整備工事費について、二見地区の方の意見、要望を聞いているかとただしたのに対し、「二見地区環境保全建設検討委員会において、意見をいただき計画している。地域の皆さんが軽スポーツやグラウンドゴルフができるような施設を整備し、芝生広場が二、〇〇〇平米、駐車場等が二、〇〇〇平米、付属設備としてトイレ、かまどベンチ、シェルターを考えている。」との答弁があり、委員から、運営、予約の受付は、平等性をもって広く皆さんに使ってもらえるようにとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十八号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算としては、予算総額に歳入歳出それぞれ百七十二万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百十六億八千六百九十七万二千元とするもので、歳出予算の内容は、にぎわい棟基本構想策定業務委託料を追加し、財源は、財政調整基金からの繰入金を見込んでいますと、当局の説明により了承した次第ですが、委員から、空いている会議室等で食事することを保障すべきではないかとただしたのに対し、「新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会で議論され、結果として、外部で集約的に食事することを基本としている。」との答弁があり、委員から、最終的には、全員がランチスペースで食事をする計画を考えているという答弁ではないのかとただしたのに対し、「(仮称)にぎわい棟が完成しても、職員が自席又は会議室等での食事に関して制約するものではない。」との答弁がありました。

また、都市整備部長から「今、まちづくり推進課長が自席等での食事を制限するものではないと答弁したが、基本的には、自席等で食事をするのではないと考えている。」と答弁があり、委員から、課長と部長の答弁が違うのは、とても承認ができないとの意見があり、意見調整のため午前十一時十一分に暫時休憩となりました。

午後一時に再開し、理事者から資料配布の申出があり、(仮称)にぎわい棟スケジュール(案)についての資料配布後、市長公室長から都市整備部長並びにまちづくり推進課長の答弁が整合性を欠くものであったことのおわびがありました。

「先ほどの答弁は、職員の昼食については、(仮称)にぎわい棟で行うことを原則とするが、個々の職務の都合等により職員が自席あるいは、課内で昼食を行うことを妨げるものではない。」との答弁があり、委員から、昼休みに全員が退席して(仮称)にぎわい棟で食事をする

ことは、市民サービスが低下するので、妥当な答弁であるとの意見がありました。

委員から、基本構想は、(仮称)にぎわい棟と同時期に新庁舎が完成しても、別館と思われるようなものにならないよう、市民に喜んでいただけるようなものになるのかをただしたのに対し、「県との連携協定に基づく、まちづくり基本計画の中で定められた、にぎわい空間の創出が課題となっており、そのため、市民交流の場としての利用、福利厚生部門を兼ね備えた施設を検討する。土曜日、日曜日のオープンも含め、独立した施設としての整備を心掛ける。」との答弁がありました。

委員から、工事のスケジュールをただしたのに対し、「基本構想、基本設計の後、令和二年四月から実施設計に着手し、本体工事の請負業者決定後に請負率等を鑑み、効率のよい随意契約も含めた発注方式を考えながらスケジュールの調整に努める。」との答弁があり、委員から「JVに随意契約ではなく、市内業者育成という観点から市内業者に発注することも必要ではないかをただしたのに対し、「本体工事はJV方式の導入を基本とし、市内業者が参加することにより技術提案における加算点がある。市内業者の参画等を総合的に見て今後の発注について考える。」との答弁がありました。

委員から、新庁舎建設が予算的に高額で庁舎が狭くなり、執務室も狭くなり、福利厚生部門を外部にして(仮称)にぎわい棟になった経緯があるとの意見があり、委員から国、県の職員の食事場所の協議はあったのかをただしたのに対し、「国、県、市合同の担当者会議で議論したが、食事場所は対象になっていない。」との答弁があり、委員から、土曜日、日曜日も開放して、多くの市民に使っていただくのができればいいのではないかとこの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「学校適正化事業及び認定こども園整備事業について」及び「賀名生分校魅力化事業について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(平岡清司) 報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより三議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第二十二号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第二十六号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第二十八号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、議第二十五号及び議第二十七号の二議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）ただいま議題となりました、議第二十五号及び議第二十七号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十日の本会議において当委員会に付託され、十四日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二十五号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、五條市し尿汲取料等審議会からの答申を受け、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改正することにより、市民の負担がどのように変わるかをただしたのに対し、「基本的には、基本料金は上がらないということを進めている。」との答弁があり、また、料金はいつから変わっていないのかをただしたのに対し、「昭和六十年からである。」との答弁がありました。

委員から、業者にも市民にも、負担を掛けることはできないので、適正価格でお願いしたいとの意見がありました。また、料金が変更になるときは、きつちりとした形で市民にお知らせいただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十七号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険法施行令の一部が改正され、本年十月の消費税率引上げに伴い、公費を投入して低所得者に対する介護保険料の軽減強化を行うため、歳入予算額の財源内訳を変更するもので、第一号被保険者介護保険料において二千九百七十七万四千円の減額を行い、一般会計繰入金に二千九百七十七万四千円を追加したもの

で、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「エコ・リレーセンターごじょうの開所について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）暫時休憩いたします。

午前十時二十九分休憩に入る

(休憩後再開するに至らなかった)